

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・2020年9月1日、UK（イギリス、ウェールズ、スコットランド）でのCEマーキング使用について、ガイダンスが発行された。

2) 内容

- ・2021年1月1日から、順次UK市場でのCEマーキングが使用不可となります。
- ・UKに上市する製品は、UKCAマーキングを表示することになります
- ・

3) SEAJ コメント

- ・UKCAマーキングの対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・なし

5) 関連情報

- ・UKCAマーキング利用ガイドラインのURL

https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukca-mark-from-1-january-2021?_fsl=5Z14kHOW

- ・参考資料

https://ctech.ul.com/ja/news-new/ukca_202009/?mkt_tok=eyJpIjoiWmprek1UUmhPVFEzTnprMyIsInQiOiJxQlJ2OFwvVkZJZTdTdTMzh5RWJ0RHE4bnpCTmFQOFZ4eVVnMHpDWVMOMUxrK3Z5K1BRb3pWUURYdFppRnYzUmZlZ0NscWszQjQ1UT1BS1wvUTRcL3hhbkciY3ZGTU54UmFoSXZlR1pYQzR1KzhhXC9FVHFCcmo5ZWsxOVV0UnhJR1VmVzB1UTRkdE5YY0d0d2dKb293b11UU09nPT0ifQ%3D%3D

6) その他

- ・なし

Semiconductor Equipment Association of Japan (制定:2017,8,3)